

本日5月1日(金)より、売上高が前年同月比50%以上減少した事業者に給付される「持続化給付金」の申請受付が開始されました。

新型コロナウイルスの感染拡大を考慮し、迅速かつ安全に給付を行うため、電子申請を原則としています。詳細につきましては下記リンクの「持続化給付金」の事務局ホームページをご確認ください。

事務局ホームページ:<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

なお、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のため、「申請サポート会場」を順次開設する予定となっています。詳細については、後日経済産業省や事務局ホームページで公表される予定です。

また申請者からの問合せに対応するため「持続化給付金」専用のコールセンターが立ち上げられました。これに伴い、これまでの問合せ先であった「中小企業 金融・給付相談窓口」や各経済産業局の窓口は上記のコールセンターに統合されることとなりました。さらに、LINE 等での問い合わせにも対応を開始する予定です。

電話での問い合わせは大変混み合うことが予想されますので、経済産業省や事務局のホームページ、LINE 等も併せて活用してください。

- 持続化給付金事業コールセンター

受付時間:8時30～19時00分

5月・6月は毎日対応、7月から12月は土曜日定休

直通番号:0120-115-570 IP電話専用回線:03-6831-0613

- LINE アカウント

LINE ID: @kyufukin_line

- ・参考資料

持続化給付金事務局ホームページ

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>